

第9回研究大会若手シンポジウム報告：  
現代社会における子どもと環境のあり方  
Children and their environment in contemporary society

越境と再統合

—現代社会における子どもの問題をめぐる四報告からの示唆—

Crossing Borders and Re-integrating:  
Hints from Four Reports on Problems Facing Children in Contemporary  
Society

高橋 在也

TAKAHASHI, Zaiya

シンポジウム「現代社会における子どもと環境のあり方」は、2013年の若手シンポジウム「〈古い〉を考える—近代化・自立・尊厳」に続く、第2回目の若手シンポジウムとして開催された。第1回に引き続き、若手会員が集まり、企画の立案・テーマ決定を行い、大会までに7回もの研究会を重ねて、テーマの議論に必要な視点を練っていった。当初は、昨年の「古い」と対照的なテーマとして子どもをめぐる諸問題を取り上げようという暫定的方針で議論がスタートしたが、各報告者の研究テーマの深度と横断性によって、必然的に単なる「子ども論」「子育て論」を論じる場では留まらないものに変化していった。子どもという存在や子育てという営みについての様々な問題の検討を通してこそ見えてくるような、われわれの社会の持つ問題点と可能性を言葉にしていくことが、目標として共有されていった。

本特集に収められる四論文は、シンポジウム当日の報告をもとに、さらに各報告者によって議論が深

められまとめられたものである。ここでは、当日司会を務めた筆者が、各論文の連関からみた本特集の意義について記してみたい。

菅原論文は、平成25年の最高裁判決、いわゆる婚外子差別違憲判決を主な題材とし、この判決が出るまでの法的議論の推移を追ったものである。この判決の意義を、菅原論文は「最高裁が婚外子の相続分を婚内子と同等にすべきであるとの判断を示したということとどまらず、いわれのない子どもの差別は今後一切禁止されなくてはならないという司法の判断が社会に示された」と捉える。平成7年の段階では、同じような婚外子相続の事例に対して最高裁は合憲判決を出しているのだが、その際もある裁判官が反対意見を表明していた。そこでは、法律が法的合理性の尊重のもとに、社会の「日陰者」をうみだし、その差別を容認する根拠として「利用されている」とまで踏み込んだ指摘がなされている。筆者は、保守的というイメージがある最高裁判決の裏に、こ

うした多様性をもつ反対意見があったことを知らなかった。平成7年と平成25年、ふたつの最高裁判決が合憲から違憲へと動いたその原因について、菅原論文は社会における「家族のあり方や子どもの権利の考え方の変遷」とみる。同時に平成7年の段階においても反対意見という多様性を司法が抱え込んでいたという事実も、変化してゆく社会の価値観の反映といえるのかもしれない。

「家族の中における弱者に対し理由のない犠牲を強い」る諸制度を問題化し、子どもが「個人」として尊重されるような社会となること、これこそがこの判決をとおしての司法から社会へのメッセージであるというのが菅原論文の結論である。そのうえでさらに菅原論文は、「子どもの成長は家族の単位だけではなく、社会や国家といった単位で支持されるといったものになっていくこと」を、期待されるヴィジョンとして提起している。筆者には、「子育て」という言葉に比べて、「子どもの成長」という言葉づかいに、菅原論文の主眼でもある、子どもが個人として尊重され、主体として変化・成長していくことに対して、家族だけでなく社会や国家はどうサポートすべきか、又はどう変化すべきか、という論点が含まれているように感じられた。続く三論文は、そうした社会の具体像の模索や、国家との関係性の問い直しとして読むこともできるのではないだろうか。

七星論文は、子どもを育てる——あるいはもう少し広い言葉を使えば——子どもと関わる時間の経験の意味をとらえ返すという困難な試みから始められる。喜びや楽しさもあるが大きな労苦でもあること、自分より弱い存在であり手助けを求めている非対称の存在（子ども）との関わりであること、自分を優先するか常に助けを求める存在である相手を優先す

るかの葛藤の経験であること、さらに経済性や合理性を優先する社会の中で経済性からも合理性からも疎外されている営みである子育てをどう積極的に成し遂げていくか悩みが尽きないこと。これらは、子育てにすこしでも関わった人なら、実感してきた問題ではないだろうか。しかし、とりわけ、「子育ての分担にとらわれ過ぎると男性と女性との関係づくりが難しくなったり、子育てを協力して行うことを諦めてしまったりすることもある」という問題提起は、筆者には切実なものとして感じられた。

社会的名誉に関わる輝かしい活動であるならば、たとえひとりでなし遂げても、その人は満ち足りるかもしれないし、またその活動にふさわしい評価も受けられよう。しかし、他者が生きていくために欠かすことのできないような援助をする営みは、ケア労働と呼ばれ、労苦がついてまわるうえ社会的評価も低く、孤立して行い続ければ心身を病む。しかしだからこそ、立派な「活動」以上に、協力やパートナーシップの深い意味が問われるのかもしれない。七星論文は、その内実に切り込んでいく。

まず最初に指摘されるのは、子育ての共同は意識の上では進んでいるが、子育ての実際はまだ女性が担う部分が多く、また子育てのなかで担っている経験がそもそも男女で分断されているという事実である。そこから、子育てに関わる人たちの全員が、「遊び」だけではなく「世話」も含めた、子育てに関わる主たる養育者となる必要性を主張する。その理由は、「遊び」だけでなく「世話」を含んだ子育てという営みは、葛藤の経験の連続であり、その葛藤という経験を子育ての「パートナー」で共有していくことが、パートナー関係の尊重と、同時に個人としての自己決定、双方を可能にしていくことが示唆される。

しかし、子育てに関わる全員が主たる養育者になるということは、全員が同じ役割の遂行者にならなくてはならないということだろうか。おそらく違っていて、その核心は、七星論文の後半のキーワードとなっている「役割をかわるがわる行うこと」にあると考えられる。つまり、いつも頑張らなくていいし、時には休んで代わってもらい、だれもが子育てに中心に関わりながら、同時に支えられるということである。これが「互いの育てあい」を可能にし、「責任・尊敬の共有」をひきおこし、さらには共感を可能にし、平等を打ち立てる、と七星論文は主張する。これは、共感にもとづく平等がいかに可能かという難問に対する、重要なアンサーとなる可能性をもっている。また、こうした共感にもとづく平等を打ち立てる「場」に、子育てに関わる場がなり得ることも示唆される。ここには希望があるが、まだ道は定かではない。また、こうした平等が「社会の質の変化」へと結びつく道筋も、なお解明を待っている。このような課題を七星論文と共有しつつ、先へと歩みを進めてみよう。

東方論文もまた、子育ての困難さの解明を課題とする。切り込む視点として、「現代社会特有の生活空間という空間の問題」および「その空間が強いる社会的規範」という二つの側面から論じる。まず、現代社会とりわけ都市空間の特徴は、空間ごとに機能・役割・管理者がはっきり決められていて、それらが「door to door」でつながっていることだと指摘される。door to doorということは、それらの諸空間の「あいだ」が無い、つまり、機能や役割の決まった空間同士を結ぶあいまいな領域、だからこそ創意工夫が試せる領域が無いということである。管理された空間は、多様性や豊かさを失うだけでなく、「その概念風景にふさわしい振る舞いと身体を

もつように要求され」、「『いつでも・誰でも』という公共的性格が失われる」。子育てを引き受ける養育者の立場に身を置くと、むしろ「いつでも・誰にでも」気をつかわなければならず、「場」にふさわしい振る舞いをせねばならず、かつ、子どもに対してもそれを強制しなければならない。その「ふさわしい振る舞い」のリスト項目に、子どもが創意工夫をして試行錯誤するということは、どの「場」にも全く入っていないということになる。「人の迷惑にならないようにしなければならない」という論理は、現代日本社会の過酷なほどの自己責任論の論理として、社会のすみずみで孤立をともなった息苦しさをつくっていると思われるが、育児をほとんどひとりで担う者（これは、日本社会で生きる多くの「母親」の像といえる。東方論文はそういう存在を念頭において、その苦しみをどう切り拓くのかという視点で書かれている）に、それはあまりに過酷にのしかかっているという事実を、東方論文はまず強調する。

こうした現状をどう打開すればいいのか。そのためメスとして、「家庭の中に押し込められた再生産活動の「共有化」（オープン化やネットワークの再構築）」を東方論文は主張する。具体的な様相としては、女性の「おしゃべり」が注目される。「共同体内の人間的なネットワークを作っていたのは女性だったのではないか…（中略）…閉鎖的な家の中の事情をオープンにしてきたのは女性のおしゃべりであるともいえよう」。論文末尾におけるこの指摘には、閉鎖環境を打ち破るためには、そこで起こっている困難に言葉を与え合う場所が必要である、という問題提起も含まれているように筆者は考える。

「おしゃべり」は、七星論文が主張していた「葛藤の経験の共有」とも関わり、次の増田論文における「時間」の共有の問題にも関わる。

増田論文は、子育て環境の孤立化と無縁化の問題を、『子どもを育てる』ことが社会に継承されていないという〈生命の循環の持続可能性〉の問題として捉える。どういうことなのだろうか。

まず、東方論文が描いた「孤立」や「自己責任」の問題を、増田論文は、戦後日本の「近代的個人」の問題としてみる。「戦後日本における価値観は…（中略）…「精神的紐帯」としての「伝統的共同体」からの個人の解放と近代的個人の成熟＝「自立した個人」の自由と平等、尊厳が保障されることを重視したが、それは「時間（歴史）、空間（場所）に規定されない」「土地や歴史に縛られない「自立した個人」」を前提とする社会でもあったという。増田論文は、これを「現時性の倫理」につらぬかれた社会とする。「倫理」とは、誰かにとって良いこと（価値）を、どのようになすべきか（規範）を「共有するための理、秩序、調和」と定義される。この問題提起を、菅原論文と連関させて考えてみると、現代日本社会は、近代の理想である「個人」の「尊厳」を保障しきれていない社会でありながら、一方で個人の「孤立」を近代の現実として突きつけているという問題がみえてくる。東方論文は、空間的孤立を主に問題とするが、増田論文は、時間のなかでの孤立を問題としている。それが縮言されているのが、「自分が生きる生活の「場」において過去－現在－未来という時間の流れのなかに自己の存在を位置づけること」、これが社会において失われており、これが可能になることで多くの可能性が拓けるという主張である。増田論文は「倫理」という言葉を、上述したように価値規範の共有のための理や調和と定義づけているが、筆者は、増田論文における「倫理」という言葉が示唆しているのは、規範というよりもむしろ生活の流儀、あるいは生活するなかで自

然に吹く風のようなものではないかと受け止めた（倫理 ethics の語源であるギリシア語 ethos は、「習慣」という意味である）。自分が生活する場所で、過去の人たちの生き方、同時代の人たちの生き方、それらの流儀を風のように感じて生きるということである。それは、閉鎖的共同体であれば、村八分にもつながる閉鎖的な空気かもしれないが、受け取れる過去の財産や生活流儀を全く失ってしまった人は、積極的な意味で習慣としての ethics という言葉を使うのが難しいだろう。言い換えれば、受け継ぐべき守るべき存在を見出すのが難しいだろう。

増田論文は、こうした来たるべき「倫理」を「通時性の倫理」と名付けている。「現時性の倫理」は、近代社会においては強制的な「価値規範」として作用してしまっていることを鑑みると、「通時性の倫理」はどのようなものとして、生まれて共有されるのだろうか。七星論文の主張する葛藤の共有と役割の交替、東方論文の主張する「おしゃべり」がもつ閉鎖的コミュニティの越境性が、新しい「習慣」をもたらし具体的な行為になるかもしれない。そして、そうした社会のなかで新しい「習慣」が増えたら、それを反映した立法行為や法解釈の変更も、法律家や司法がなし得る貢献である。しかし、増田論文の提起する問題は、その問題の深度に気づいてゆく営みの過程が、同時に問題の解決となるような事柄かもしれない。

最後に、各報告論文が立ててきた視野を筆者なりに整理してみたい。成熟し多様化する人間の生活領域に法がどう対応するのか（菅原論文）。分断化されて役割を遂行することに追われる人間の関係性の創造的再編成（七星論文）。分断化されて役割化された空間の再編成（東方論文）。そして、人間にとっての時間の再編成（増田論文）。とおしてみると、

---

越境と再統合がひとつのテーマとして浮かび上がってくる。それは、法と人間生活との、男女やパートナーのあいだでの、家庭（うち）と社会（そと）の空間の、そして、かつての生き方と今の生き方の越境と再統合である。このどの領域もが、子どもを育てる（個人が／家族が／ゆるい知り合いのつながりが／社会が）という現場で危機にさらされているという事実認識と同時に、子どもの成長に大人が関わる現場をとおして新しい価値に転換できる、そのような示唆を本報告論文から筆者は汲み取っている。

高橋 在也（東京農工大学非常勤講師）